

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年1月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300195号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第2300010号

## 第1 結論

昭和57年7月から同年10月までの請求期間、昭和60年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年7月から同年10月まで  
② 昭和60年4月及び同年5月

請求期間①について、20歳より前の国民年金保険料の過年度納付書が誤って発行され、国民年金保険料を納付していた。その後、過誤納として還付や充当をされている期間もあるが、請求期間①については未納とされていることが理解できない。

請求期間②について、A市に転入した時期であり、住民票を移す時に国民年金保険料を納付していると思う。

私も両親も納付意識は高いので、改めて精査してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、20歳になる前に厚生年金から国民年金に加入し、発行された過年度納付書で国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び請求者が請求期間①当時居住していたとするB市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者の資格取得日が20歳到達(昭和58年)前である昭和57年1月1日と記録されたため、昭和57年4月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料が納付され、その後、過誤納付として還付及び他の未納期間に充当処理されていることが確認できる。

しかしながら、前述の被保険者台帳、被保険者名簿及び請求者が提出した年金手帳によると、国民年金被保険者資格について、当初は、昭和57年1月1日取得、同年7月1日喪失及び同年11月1日取得と記録されていることから、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であり、請求期間①に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、請求期間①に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

2 請求期間②について、前述の被保険者名簿及び年金手帳によると、請求期間②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録はなく、請求者の主張どおりに請求期間②に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者の国民年金の記号番号「\*」以外の記号番号の払出しが必要となる。

しかしながら、日本年金機構、請求者が請求期間②当時居住していたとするA市C区及び請求者が請求期間②前後に居住していたとするB市は、請求者に対し「\*」以外の国民年金の記号番号を払い出した記録は確認できない旨回答している上、当局においても、社会保険オンラ

インシステムにより、請求者の氏名（旧姓を含む。）を複数の読み方により検索したが、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もないことから、請求者は、請求期間②において国民年金に未加入であり、請求期間②に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

- 3 このほか、請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことを示す資料はなく、納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300060 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300038 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 1 月 17 日から同年 11 月 1 日まで  
② 平成 7 年 1 月 31 日から平成 8 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 10 月 3 日から平成 9 年 4 月 1 日まで  
④ 平成 14 年 2 月 13 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①及び②について、A 社には、平成元年 1 月に入社し、平成 8 年 9 月に退職したと履歴書に記入している。また、雇用保険の被保険者証でも「被保険者となった年月日 010117」と記載されている。

請求期間③及び④について、B 社には、平成 8 年 10 月に入社したと履歴書に記入している。それを証明するように、労働福祉事業団から倒産により未払賃金が発生したため送付されてきた書類に、「H8. 10. 3 (就職入社) H14. 3. 31 (退職)」と記載されている。

請求期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得日は平成元年 1 月 17 日、離職日は平成 8 年 9 月 30 日とされていることが確認できることから、請求者は、請求期間①及び②において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の閉鎖事項全部証明書等によると、請求期間①及び②当時の代表取締役は既に死亡している上、同社は、当時の事業主から現在の事業主への引き継ぎがされておらず、資料が残っていないため、請求者の請求期間①及び②当時の勤務状況、厚生年金保険料控除状況等については不明である旨回答している。

請求期間①について、同期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、入社後に 6 か月から 9 か月間の試用期間があり、その間は社会保険には加入しないと会社から説明があった旨回答しているところ、同社において、昭和 64 年及び請求者と同じ平成元

年に厚生年金保険被保険者資格を取得している8名（請求者を除く）のうち、雇用保険被保険者記録が確認できる4名については、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることから、請求期間①当時、同社においては必ずしも雇用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

請求期間②について、全国健康保険協会C支部の回答によると、請求者は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年1月31日から平成9年1月31日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できることから、請求者は、請求期間②において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

- 2 請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録によると、資格取得日は平成8年10月3日、離職日は平成14年3月31日とされていることが確認できることから、請求者は、請求期間③及び④において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社の閉鎖事項全部証明書等によると、同社は、平成15年に破産廃止決定している上、代表取締役及び取締役は既に死亡していることから、請求者の請求期間③及び④当時の勤務状況、厚生年金保険料控除状況等について確認することができない。

請求期間③について、全国健康保険協会C支部の回答によると、前述の1のとおり、請求者は、請求期間③のうち、平成8年10月3日から平成9年1月31日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できることから、請求者は、当該期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

また、B社において、請求者と同じ平成9年に厚生年金保険被保険者資格を取得している2名（請求者を除く）の雇用保険被保険者記録を確認したところ、いずれも雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることから、請求期間③当時、同社においては必ずしも雇用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

請求期間④について、全国健康保険協会C支部の回答によると、請求者は、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年2月13日から同年12月1日までの期間において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できることから、請求者は、請求期間④において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

- 3 このほか、請求期間①から④までにおいて、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までにおいて、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。